

# 教職課程の自己点検・評価及び 全学的な教職課程を実施する組織体制に関する調査研究

藤本 義博

岡山理科大学 教育推進機構 教職支援センター

(2021年11月1日受付、2021年12月9日受理)

キーワード 教員養成、全学的な教職課程、自己点検・評価、中央教育審議会

## 1. はじめに

社会の在り方そのものが劇的に変化している Society5.0 時代にあつて、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。

中央教育審議会<sup>1)</sup>は、「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」(令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ)において、教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した。教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要とし、教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定している。教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」<sup>2)</sup>(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識す

ること、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ること(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)、本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの」と示した。

「教職課程の自己点検・評価」については、各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施すること(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)とし、その際、達成すべき質の水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが求められており、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要とした。具体的には、基本的な手順、実施間隔、実施単位、実施体制を構築するよう求めている。その際、教職課程の自己点検・評価の観点として、「①教育理念・学修目標」「②授業科目・教育課程の編成実施」「③学修成果の把握・可視化」「④教職員組織」「⑤情報公表」「⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援)」「⑦関係機関等との連携」の他学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれら

の観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられるとしている。

一方、全学的に教職課程を実施する組織体制については、授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織（中核組織）が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要とした。役割・機能の例示として、「①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整」「②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整」「③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）」「④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）」「⑤全学的な観点からのFD・SDの実施」「⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整」「⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施」「⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整」「⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応」とし、中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられるとした。

中核組織の形態としては、センター的組織（果たすべき役割・機能を自ら実施）や、委員会的組織（既存の組織間の調整機能を重視）等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要としている。

こうした教職課程に関する社会の要請に対応するため、本研究では、教職課程の自己点検・評価及

び全学的な教職課程実施の在り方を本学の実情を踏まえて具体的に検討することを目的に調査研究を行うこととした。

## 2. 岡山理科大学の教職課程の現状

教員は生徒の人間形成に深く関わる職業であり、歴史的、社会的責任が大きい仕事である。岡山理科大学は、「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」とする建学の理念のもと、人間としての豊かな教養を身につけ教職および教科に関する広くて深い専門的知見を有し、実践的指導力を備えられる教員を輩出することを本学が果たすべき社会的使命と位置付け、とりわけ、本学の教員養成では、教職を志望する学生が専攻する理系分野において、広い教養と深い学術的で科学的な探究の素養を獲得することを目指すとともに、教師としての強い使命感と情熱、高い倫理観、豊かな教育的愛情を持った人間性と個性を備え、さらに教育課題を深く理解し協働して課題解決に果敢に立ち向かう教員像を具体的に提示して教員養成に取り組み、これまでに約 50,000 人の内、実に 5,000 名を超える卒業生が主に中等教育の理数系教員として全国で活躍している。近年は、理学部、工学部、総合情報学部、生物地球学部の他、2015 年度には新たに初等学科と国語科・英語科の中等教育学科を有する教育学部、2016 年度には経営学部を開設し、毎年 300 名を超える学生が教職課程を履修し、表 1 に示すように、既卒者を含め 2017 年度採用 106 名、2018 年度採用 110 名、2019 年度採用 102 名、2020 年度採用 148 名、2021 年度採用 176 名が公立学校の教員採用試験の合格実績を積み上げている。特に、2016 年度に新設された教育学部の完成年度である 2020 年度採用からは小学校教諭、中学校国語科・英語科教諭の採用人数が増えたことも要因の一つである。また、2021 年度採用では、1 年間常勤講師を経験した既卒者の健闘もあり 176 名が新規教諭で採用されるという過去最大人数の合格実績をあげることができた。さらに、教員採用試験 1 次試験の現役合格者が 2 次試験に合格した割合は、表 2 に示すとおり 2022 年度採用では一気に高まるなど着実に成果を上げ

表1 過去5年間の合格者数の推移（2020採用年度より教育学部を含む）

2017年度採用		2018年度採用		2019年度採用		2020年度採用		2021年度採用		
合格者件数	内 訳	合格者件数	内 訳	合格者件数	内 訳	合格者件数	内 訳	合格者件数	内 訳	
<b>106</b>	岡山県	24	岡山県	21	岡山県	24	岡山県	28	岡山県	28
	広島県・市	21	広島県・市	10	広島県・市	13	広島県・市	20	広島県・市	26
	岡山市	14	岡山市	8	岡山市	11	岡山市	17	岡山市	14
	大阪府	9	愛媛県	8	兵庫県	10	愛媛県	7	兵庫県	11
	愛媛県	6	兵庫県	7	福岡県	7	福岡県	7	福岡県	8
	福岡県	5	福岡県	7	愛媛県	6	大分県	7	愛媛県	7
	高知県	4	岐阜県	4	香川県	3	香川県	6	三重県	6
	山口県	4	静岡県	4	鳥取県	3	兵庫県	5	鳥取県	5
	奈良県	3	大阪府	4	東京都	2	大阪府	4	北九州市	5
	三重県	2	山口県	4	岐阜県	2	高知県	4	徳島県	5
	大阪府豊能地区	2	高知県	4	静岡県	2	東京都	3	香川県	5
	兵庫県	2	三重県	3	滋賀県	2	岐阜県	3	高知県	5
	大分県	2	鳥根県	3	佐賀県	2	三重県	3	京都府	4
	東京都	1	香川県	2	大分県	2	徳島県	3	大阪市	4
	愛知県	1	徳島県	2	新潟県	1	北九州市	3	鳥根県	4
	滋賀県	1	福岡市	2	横浜市	1	宮崎県	3	山口県	4
	大阪市	1	熊本県	2	大阪市	1	滋賀県	2	大分県	4
	神戸市	1	大分県	2	名古屋市	1	和歌山県	2	佐賀県	3
	徳島県	1	横浜市	1	山梨県	1	鳥取県	2	沖縄県	3
	福岡市	1	東京都	1	京都府	1	山口県	2	千葉県	2
鹿児島県	1	静岡市	1	鳥根県	1	佐賀県	2	岐阜県	2	
		名古屋市	1	高知県	1	鹿児島県	2	名古屋市	2	
		大阪市	1	徳島県	1	北海道	2	和歌山県	2	
		和歌山県	1	北九州市	1	福岡市	1	福岡市	2	
		奈良県	1	熊本県	1	群馬県	1	長崎県	2	
		滋賀県	1	熊本市	1	新潟県	1	鹿児島県	2	
		北九州市	1	宮崎県	1	富山県	1	北海道	1	
		長崎県	1			浜松市	1	新潟県	1	
		佐賀県	1			京都府	1	東京都	1	
		宮崎県	1			京都市	1	神奈川県	1	
		沖縄県	1			大阪市	1	福井県	1	
						神戸市	1	静岡県	1	
						奈良県	1	愛知県	1	
						長崎県	1	滋賀県	1	
								大阪府	1	
								奈良県	1	
								熊本市	1	
計	106	計	110	計	102	計	148	計	176	

ている。これは、2021年度に非常勤講師1名の退職に伴い、専任の教育講師を1名雇用したことの効果であると考えられる。具体的には、採用された教育講師は、2020年度末に校長を退職した教育行政経験有する実務家教員であり、教育行政経験と専任であることを活かして、教員採用試験の2次試験直前まで夏季休暇中も模擬授業や面接の個別最適な指導を実施したことが大きいと考えられる。その指導実績は、表3の教職支援センター専任教員の指導実績に示すとおり、教職履修学生に対するアカデミック・アドバイジングを業務とする専任教育講師が、実に113時間で述べ105名を指導していることから、2022年度採用の現役合格率が飛躍的に増大したことの要因と考えられる。

表2 現役合格率の推移（教育学部を除く、2021年10月29日）

採用年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
1次試験合格者	35	49	59	50	30	44	37	41
2次試験合格者	16	25	26	25	17	19	18	27
合格率(%)	45.7	51.0	44.1	50.0	56.7	43.2	48.6	65.9

ところで、これまでの本学の教員養成の歴史と伝統を引き継ぎ、教職を志望する学生をサポートする全学的な組織として2020年4月に教職支援センターが開設された。今後は、教職支援センター内の講座として、教職を志望する学生に対して、全学的により効果的な教育と就職支援を行っていくことが期待されており、教職課程の自己点検・評価及び全学的な教職課程実施の在り方について、本学の実情を踏まえて具体的に検討することは重要であろう。

### 3. 調査研究の方法と自己評価の観点抽出

(1) 教職課程における自己点検・評価ガイドラインを踏まえた自己評価の観点検討

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議<sup>3)</sup>では、「教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画(教育職員免許法施行規則第22条の6第1号)に照らして成果をあげることができたのかを中心に、あらかじめ定められた達成すべき質的水準と具体的実施方法に基づいて行うことが求められる。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」(3つの方針)がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、最終的に教職課程の改善につなげてこそ意味がある。このため、例えば教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD(ファカルティ・ディベロップメント)・SD(スタッフ・ディベロップメント)の実施など、教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくための方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に

表3 教職支援センター専任教員の指導実績(2021年8月)

月日	曜日	備考	専任教員															
			教育講師		理科教育1		理科教育2		数学教育		技術教育		教育心理		教育原理		教育行政	
			指導時間	指導人数	指導時間	指導人数	指導時間	指導人数	指導時間	指導人数	指導時間	指導人数	指導時間	指導人数	指導時間	指導人数	指導時間	指導人数
8月1日	日																	
8月2日	月	講義日	7	6	2	3							1	1				
8月3日	火	講義日	7	7	1	1												
8月4日	水	講義日	7	7	6	4						1	1	1.5	1			
8月5日	木	講義日	7	8	1	1	2	2	4	2					3	2		
8月6日	金	講義日	4	4					4	7								
8月7日	土		6	6					5	10								
8月8日	日		5	5			5	4										
8月9日	月		6	6	5	9	5	5	5	11	2	3			3	2		
8月10日	火		8	7	3	6	7	6	4	11	2	3	1	1	3	2		
8月11日	水		7	5	4	8	7	8	4	11			1	1	3	2		
8月12日	木		7	7	4	8			2	7					3	2	2	1
8月13日	金		8	7	6	12	8	12	4	10	5	3	1	1	3	2	2	1
8月14日	土		4	4														
8月15日	日		4	4					4	10							2	1
8月16日	月		7	6	5	10	4	8	4	10	5	4	2	2	3	2		
8月17日	火		7	6	6	11	4	7	4	11	4	4	1	1	3	2	2	1
8月18日	水		6	5	6	12	1	1	4	10					3	2		
8月19日	木		6	5	5	10			4	6	3	3	1	1			1	1
8月20日	金						4	3			5	2						
8月21日	土																	
8月22日	日																	
8月23日	月								2	2	3	1						
8月24日	火								2	2	3	1						
8月25日	水								2	2								
8月26日	木																	
8月27日	金																	
8月28日	土																	
8月29日	日																	
8月30日	月																	
8月31日	火																	
合計			113	105	54	95	47	56	58	122	32	24	9	9	29	19	9	5
夏季休暇中合計			81	73	44	86	41	51	44	107	21	20	7	7	24	16	9	5

検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。」と基本的な考え方を示している。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、本学だけでなく多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要する。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないよう、効率的に行うことを旨とすることに留意しなければならないと考える。

すなわち、大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことができるよう「全学FD」等で教育開発センターと協働して方針を策定することで、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが重要であると考えられる。

さらに、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議<sup>3)</sup>では、次の①～④の4つの視点で基本的な考え方を整理している。

#### ① 教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、各大学が設定した項目に照らして、

- ・ 法令等により求められている事項の遵守状況
- ・ 積極的に評価することができる点
- ・ 改善を要する点

等を分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待されるとしている。

#### ② 教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられていることから、教職課程の自己点検・評価についても、その実施間隔は各大学において適切に判断すべきものである。一方で、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられる。なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要であるとしている。

#### ③ 教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教

育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」、「教育課程」、「教員組織」、「施設・設備」、「教育実習等について審査を受けた上で認定」されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。ただし、大学における改革改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要があるとしている。

#### ④ 教職課程の自己点検・評価の実施体制

「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましいとしている。

以上の①～④の基本的な考え方を踏まえて、本学における「(1) 自己点検・評価にあたっての手順、実施間隔、実施単位、実施体制」などの基本

的な考え方について、大枠としてどのような内容を示すことが適当か、「(2) 自己点検・評価の観点」について、大枠としてどのような内容を示すことが適当かを「自己評価策定ワーキング」を設置して喫緊に検討する必要があるといえる。

#### (2) 教職課程認定大学等実地視察を踏まえた自己評価の観点検討

教職課程認定大学等実地視察は、教職課程認定大学実地視察規程(平成13年7月19日教員養成部会決定)及び指定教員養成機関実地視察規定(平成24年2月15日教員養成部会決定)<sup>4)</sup>に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程(以下「教職課程」という。)の認定を受けた大学等について、認定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することを目的としており、表4に示すとおり、平成22年度から毎年実施している。そこで、実地視察の指摘事項を分析し、全学的な組織体制として「(1)教職課程センターや教職課程のカリキュラム等を協議する委員会など、全学的に教職課程を実施する組織体制の構築」に関して留意すべき事項について、大枠としてどのような内容を示すことが適当か、「(2)全学的な組織体制に求められる役割」について、大枠としてどのような内容を示すことが適当かを検討することは重要である。そこで、実地視察の総括等の指摘内容を分析して自己評価の観点を抽出することを試みる。

実地視察の具体的な指摘事項の例として平成26年度を以下に示す。ここでは、以下の①～⑥を総括している。

① 平成22年度から「教職実践演習」が導入され、教員免許状を取得しようとする者に対する教職指導の努力義務が定められたことにより、今後はより一層、教職を志す学生が体系的・計画的に教職課程を履修することができるような配慮が求められている。また、そのために、教職課程の運営や教職指導を、全学的に責任を持って行う体制の構築や、教員養成を目的とする学科等の有する資源・機能の全学的活用の取組の推進が不可欠である。

② 今回、実地視察を受けた大学等の中には、実

地視察への準備を通じて、教員養成の現状、カリキュラム・各科目の現状等について評価・分析をし、十分実施できている点、課題・改善点及び今後の検討課題の洗い出しを行うなど、自大学等の教員養成の在り方の自己検証・改善方策の検討の契機とした大学等もあった。

③ 本部会としては、このように、実地視察が各大学等における教員養成の質向上の契機となるような仕組みとしていくことが重要と考えている。

④ 一方、教職課程に係る各種改革が進められている中で、実地視察対象大学等のみならず、全ての課程認定大学等が、自ら、法令や教職課程認定基準に照らしながら教職課程を適切に運営することは、教員養成を担う大学等の当然の責務であり、社会に対する最低限の約束であることを、全ての課程認定大学等が十分に認識することが必要である。

⑤ 各課程認定大学等においては、学長及び各学部長はもとより、教職課程に関係する担当教員・担当職員全員が、主体的に、本実地視察報告書の指摘内容を理解した上で、教育職員免許法その他の関係法令や各種答申で提言されている内容を再度確認し、教職課程の改善を不断に行うことにより、教職課程の質的水準の維持と向上を図っていくことを期待する。

⑥ また、指定教員養成機関においては、教育課程、教員組織、施設・設備、指導大学の状況について、改善すべき点が多く確認されたため、引き続き、各指定教員養成機関における教職課程の運営状況について、教員養成部会として実地視察を行っていくことが必要である。

また、実地視察の個別的事項(個々の具体的評価、指摘・指導等)については、以下の通りである。

【教員養成に対する理念、設置の趣旨等の状況】  
については、「教員就職者数はもとより、教員免許状取得者数も極めて少ない課程を有している大学が確認された。教員免許状取得のニーズが少ないような大学においては、丁寧な教職指導が実施されなくなる恐れがあることから、このような大学に対しては、教職課程を置くことの意義や位置付けの再検討、及び教職指導体制の充実等を求めた。(H24年度)」と指摘している。

表 4 教職課程認定大学等実施視察校数と校名

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
校数	40	45	51	35	31	27	15	1	4	13
校名	関東学院大学	二松学舎大学	田園調布学園大学	秀明大学	追手門学院大学	千葉県立保健医療大学	鶴川女子短期大学	京都大学	宮崎国際大学	郡山女子大学
	江戸川大学	明治大学	高千穂大学	獨協大学	九州保健福祉大学	北海道文教大学	多摩美術大学		宮崎公立大学	宮城学院女子大学
	東京純心女子大学	熊本県立大学	跡見学園女子大学	駿河台大学	南九州大学・南九州短期大学	千歳科学技術大学	沖繩キリスト教大学院大学		富山大学	東洋大学
	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部	尚綱大学・尚綱大学短期大学部	立命館大学	埼玉学園大学	東北福祉大学	帝京短期大学	沖繩キリスト教短期大学		富山県立総合衛生学院	高崎健康福祉大学
	東日本国際大学	ノートルダム清心女子大学	滋賀大学	有明教育芸術短期大学	尚綱学院大学	筑波技術大学	筑波大学			高崎経済大学
	埼玉県立大学	岡山商科大学	広島大学	京都精華大学	大垣女子短期大学	共愛学園前橋国際大学	桐生大学			名古屋市立大学
	岩手県立大学	浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部	広島修道大学	同志社大学	岐阜聖徳学園大学・岐阜聖徳学園大学短期大学部	群馬医療福祉大学	朝日大学			立正大学
	富士大学	聖隷クリストファー大学	植山女子学園大学	日本橋学園大学	京都府立大学	長崎大学	名古屋経済大学			畿央大学
	西九州大学・西九州大学短期大学部	千葉商科大学	愛知淑徳大学	宇都宮大学	佛教大学	活水女子大学	鳥根県立大学			金沢学院大学
	佐賀女子短期大学	相模女子大学	中村学園大学・中村学園大学短期大学部	了徳寺大学	名古屋芸術大学	公立鳥取環境大学	鳥根県立大学短期大学部			金沢美術工芸大学
	京都文教大学・京都文教短期大学	成城大学	九州女子大学・九州女子短期大学	常葉大学・常葉大学短期大学部	名古屋学院大学	鳥取短期大学	図書館短期大学			広島文教大学
	京都西山短期大学	弘前大学	関西国際大学	聖園学園短期大学	近畿大学豊岡短期大学	神戸学院大学	東京農科大学			エリザベト音楽大学
	武蔵野学院大学・武蔵野短期大学	弘前学院大学	芦屋大学・芦屋学園短期大学	秋田県立大学	文教大学	甲子園短期大学	大阪大学			奈良保育学院
	国際医療福祉大学	作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部	聖心女子大学	静岡大学	和光大学	武蔵野大学	流通科学大学			
	駒澤大学	白鷲大学	高知県立大学	福岡教育大学	川村学園女子大学	くらき作康大学・作康音楽短期大学中部大学	聖ヶ丘教育福祉専門学校			
	倉敷芸術科学大学	神奈川大学	高知大学	関西学院大学	亜細亜大学					
	川崎医療福祉大学・川崎医療短期大学	武蔵野大学	帝塚山学院大学	大手前大学	九州龍谷短期大学	鈴鹿大学短期大学部				
	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部	愛国学園短期大学	園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部	帝京科学大学	近畿大学九州短期大学	聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部				
	芦屋大学・芦屋女子短期大学	東京理科大学	國學院大学	羽衣国際大学	東京家政学院大学	松山大学				
	神戸親和女子大学	神戸芸術工科大学	駒沢女子大学・駒沢女子短期大学	遠都大学	東京都市大学	高野山大学				
	朝日大学	大阪商業大学	国際学院埼玉短期大学	室蘭工業大学	姫路獨協大学	大分県立芸術文化短期大学				
	大垣女子短期大学	大阪芸術大学・大阪芸術大学短期大学部	東北文教大学・東北文教大学短期大学部	環太平洋大学	近大姫路大学	別府溝部学園短期大学				
	奈良芸術短期大学	四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部	東北芸術工科大学	比治山大学・比治山大学短期大学部	佐賀大学	相模女子大学				
	奈良大学	南山大学・南山大学短期大学部	桜美林大学	星槎大学	中央大学	小田原短期大学				
	専修大学	日本大学(通信制)	成蹊大学	東京未来大学	富山国際大学・富山短期大学	東奥保育・福祉専門学校				
	白百合女子大学	高松大学・高松短期大学	宮城学院女子大学	福岡大学	北陸大学					
	長崎ウエスレヤン大学	香川大学	東北学院大学	近畿大学豊岡短期大学	文京学院大学					
	長崎国際大学	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部	新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部	お茶の水女子大学	東京女子大学					
	長崎短期大学	京都産業大学	新潟県立大学	大阪府立大学	多摩大学					
	杏林大学	廣徳義塾大学	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部	大阪体育大学	名古屋文化学園保育専門学校					
	日本教育大学院大学	広島文教女子大学	相愛大学	日本福祉大学	玉成保育専門学校					
	琉球大学	尾道大学	鹿児島国際大学	名古屋学院大学						
	沖縄女子短期大学	山梨県立大学	第一工業大学	東京保育専門学校						
		西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部	桐蔭横浜大学	福岡教員養成所						
		都留文科大学	明治学院大学	蒲田保育専門学校						
		北九州市立大学	城西国際大学							
			山口県立大学							
			山口学芸大学・山口芸術短期大学							
			信州大学							
			上田女子短期大学							
		横浜高等教育専門学校								
		道灌山学園保育福祉専門学校								

【教員養成カリキュラム委員会等の全学的組織の状況】については、「教職課程の運営について、「教科に関する科目」を担当する専任教員の参加が少なく、「教職に関する科目」を担当する専任教員に依拠している教職指導や教育実習が課程ごとに委ねられており全学的な教職指導の方針・体制が整備されていない、授業内容の扱いについて個々の教員に委ねているなど、各学科等と連携した教職指導・教育実習指導体制の構築等が、全学的組織を中心に、機能的に行われていると認められる大学等は多くなかった。このため、教職課程は教員免許状という資格を授与するための課程であることに鑑み、全学的組織で定められた教育課程の編成方針のもと、教育課程及び教員組織の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築について求めた。(H26年度)」と指摘している。

【教育課程(教職に関する科目等)、履修方法、シラバス及び教員組織の状況】については、「教職課程における科目の開設状況及び教員組織については、全体的に、法令や認定基準を満たしていた。しかし、基準上開設することが必要とされている科目数や必要専任教員数を満たしていないため、早急に改善するよう求めた大学も一部あった。また、本年度も、昨年度に引き続き、中学校又は高等学校の教職課程を有する大学の「教科に関する科目」の共通開設状況について、いわゆる「全学共通科目」や「学部共通科目」を免許法施行規則第4条及び第5条に定める科目区分の半数を超えて「教科に関する科目」に充てている大学に対し、改善を求めた。また、「教職に関する科目」については、同一名称の授業科目を複数開講し、それぞれ担当する教員が異なる場合に、担当する教員によって授業内容が大きく異なる大学が多数見られた。この点、教員免許状を授与する課程が、大学における養成としての多様性と資格課程としての標準性の両面が求められていることを踏まえると、各科目内容は、授業担当教員の専攻分野によるのではなく、公教育の直接の担い手である教員を養成するという観点から、各大学の教員養成の理念等も踏まえて構成される必要がある。その他、「教職に関する科目」の具体的な科目内容については、例えば、以下のような改善すべき状況が見られた。

(「教育の基礎理論に関する科目」について)

「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目において、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」が含まれていないものが見られた。

(「教育課程及び指導法に関する科目」について)

学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むことが法令上求められているが、徹底されていない大学が見られた。

「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の科目においては、情報機器の活用又は教材の活用が含まれていないものが見られた。

(「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」について)

「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)」の科目においては、カウンセリングの専門的な理論に特化した内容を取り扱っているものが見られた。このため、カウンセリングに関する基礎的な知識を学んだ上で、応用的な内容を学ぶような構成にすることを求めた。

また、シラバスについては、各科目の様式が統一されていないもの、担当教員によって記載内容が統一されていないもの、各回の授業計画が記載されていないものなどが見られた。特に、教職課程の場合、各科目で最低限修得すべき内容が定められていることに鑑み、シラバスは、学生に対してわかりやすく丁寧なものとなるよう、科目のテーマ、学生が身に付けるべき資質能力、到達目標、各回の内容等を明記するなど、改善を図るように指摘した。(H23年度)」と指摘している。

【教育実習の取組状況】については、「教育実習については、教育委員会と連携し、大学等の近隣の学校を教育実習先として確保しているほか、教育実習先に担当指導教員が巡回指導を行うなど、丁寧な教育実習指導が行われている大学等が見られた。一方で、実習校の選定にあたって、依然として、大学等として実習校の確保を行わず、母校実習を原則としているような大学等もあった。母校実習については、過去の中教審答申で、「大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。」と提言され、教育職



員免許法施行規則第 22 条の 5 においても、教育実習等の円滑な実施について規定しているところである。このため、教育実習は、大学等による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習ではなく、可能な限り大学等が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましく、今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたいこと、やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と連携し、大学等が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたいこと、などについて指摘をした。(H27 年度)」と指摘している。

【学校現場体験・学校ボランティア活動等の取組状況】では、「中教審答申では、学生が、教職についての理解を深め、教職への適性について考察するとともに、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、「インターンシップなど学校現場を体験する機会や、学校外における子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要である」ことなどについて提言している。多くの大学では、地元教育委員会が実施する学校ボランティア活動等に関する情報を、学生に提供するなどの取組を行っていたほか、地元教育委員会と多数の事業を実施し、学生が学校現場を体験する機会を積極的に設けている大学もあった。他方、教育委員会が実施する学校ボランティア活動等の機会の紹介はしている一方、実態としては教職課程履修者のごく一部しか参加者がいないなどの大学も少なからず見受けられた。今後、引き続き、学生が学校ボランティア活動等に積極的に参加できるような仕組みを構築する取組が求められる。これら取組を推進するためにも、教育委員会や附属学校と大学が定期的に連絡協議会を開催するなど、両者の連携を更に進めることが必要である。」と指摘している。

【教職指導及びその指導体制の状況】については、「課程認定を受けていない学科等に所属する学生が教員免許状を取得できるかのように、広報及

び履修指導をして

いる大学等が確認された。教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上、そ

の学科等において免許状の教科等専門性が担保されることが確認されて認定されるものである。課程認定制度の趣旨に鑑みて、このような状況は適正といえないため、速やかに改めるべきである。(H25・26 年度)」と指摘している。

前述の平成 22 年度から令和元年度までの実地指導の指摘事項すべての文章について、「UserLocal AI テキストマイニング」を利用し、名詞の係り受け解析を行った。その結果、表 5 に示すように、出現頻度が最も高かったのは「…を積極的に実践できる組織的な運営体制の構築に努めるべきであることを指摘した。…先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること…不断に行い、責任を持った教職指導体制を構築することを強く望みたい。…全学的に責任を持って行う体制を構築するため、「教員養成カリキュラム委員会」等の全学的組織の機能の充実について提言している。…先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること」等の「体制」「構築」で頻度 42 であった。次に、「…等学校の教職課程を有する大学の「教科に関する科目」の共通開設状況について、いわゆる「全学共通科目」や「学部共通科目」を免許法施行規則第 4 条、第 5 条に定める科目区分の半数を超えて「教科に関する科目」に充てている大学に対し、改善するよう求めた。…に定める科目区分の半数を

表 5 名詞の係り受け解析結果

順位	名詞 1	名詞 2	頻度
1	体制	構築	42
2	教科	科目	39
3	大学	養成	32
4	実習	確保	28
5	大学	教員	26
6	教職課程	質	25
7	教育課程	組織	25
8	学校	連携	24
9	教職	科目	24
10	視察	指摘	23
11	法令	認定基準	21
12	近隣	学校	21
13	指導	状況	21

超えて「教科に関する科目」に充てている大学に対し、改善するよう求めた。…する科目を担当する教員のみならず教科に関する科目を担当する教員も含めて、教職を志す学生に対して、教員として必要な最低限の知識技能を身に付けさせる観点から、特定の専門分野だけでなく幅広く専門分野を修めるよう履修指導を行っている。…各学部・学科間の調整だけでなく、教科に関する科目を含めた教職科目の内容の確認、教職科目担任教員間の連絡調整、教職科目の履修時期の検討など、その機能強化を求めた。…等学校の教職課程を有する大学の「教科に関する科目」の共通開設状況について、いわゆる「全学共通科目」や「学部共通科目」を免許法施行規則第4条及び第5条に定める科目区分の半数を超え」等の「教科」「科目」で頻度39であった。その他は、「大学」「養成」32、「実習」「確保」28、「大学」「教員」26、「教職課程」「質」25、「教育課程」「組織」25、「学校」「連携」24、「教職」「科目」24、「視察」「指摘」23、「法令」「認定基準」21、「近隣」「学校」21、「指導」「状況」21であった。

以上、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議<sup>3)</sup>とそれをもとに策定された『「教職課程自己点検評価報告書」作成の手引き（令和4年度版）』、及び実地指導の総括・個別事項の名詞の係り受け解析結果を踏まえ、次の【基準領域1】～【基準領域3】に対して、表6に示したように自己評価基準項目（素案）を策定した。

【基準領域1】「教員養成に対する理念・法令、設置の趣旨教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組みに対する評価」のうち、

【基準項目1-1】「教職課程教育の目的・目標を共有状況」では、

- 「① 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、教員免許法と教職課程認定等の法令・制度等により求められている事項の遵守状況を公表している。
- ② 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している。
- ③ 育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教

職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。

- ④ 教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。」とした。

また、【基準項目1-2】「教職課程に関する組織的工夫状況」では、

- 「① 教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。
- ② 教職課程の運営に関して全学組織教職支援センターと学部（学科）の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。
- ③ 教職に関する適切な履修指導を行う全学的な「教職支援センター相談室」と「GIGAスクール構想」の実践的指導力の基礎を育成するためのICT教育環境等の教職課程教育を行う上での施設・設備・専任教員が整備されている。
- ④ 教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）の取り組みと連携しているPDCAを展開している。
- ⑤ 教職課程に関する情報公表をホームページと同窓会誌「加計教育『道』」等で行っている。
- ⑥ 全学組織教職支援センターと教職課程認定を受けた学部（学科）とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、させようとしている。」とした。

【基準領域2】「学生の確保・育成・キャリア支援に対する評価」の【基準項目2-1】「教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成状況」では、

- 「① 当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。
- ② 「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。
- ③ 「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、

表6 基準領域における自己評価基準項目(素案)

基準領域		自己評価基準項目(素案)
基準領域1	教員養成に対する理念・法令、設置の趣旨教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組みに対する評価	<p>基準項目1-1 教職課程教育の目的・目標を共有状況</p> <p>① 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、教員免許法と教職課程認定等の法令・制度等により求められている事項の遵守状況を公表している。 ② 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している。 ③ 育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。 ④ 教職課程教育を通して育もうとする学修成果(ラーニング・アウトカム)が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。</p>
		<p>基準項目1-2 教職課程に関する組織的工夫状況</p> <p>① 教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。 ② 教職課程の運営に関して全学組織教職支援センターと学部(学科)の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。 ③ 教職に関する適切な履修指導を行う全学的な「教職支援センター相談室」と「GIGAスクール構想」の実践的指導力の基礎を育成するためのICT教育環境等の教職課程教育を行う上での施設・設備・専任教員が整備されている。 ④ 教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD(ファカルティ・ディベロップメント)やSD(スタッフ・ディベロップメント)の取り組みと連携しているPDCAを展開している。 ⑤ 教職課程に関する情報公表をホームページと同窓会誌「加計教育『道』」等で行っている。 ⑥ 全学組織教職支援センターと教職課程認定を受けた学部(学科)とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、させようとしている。</p>
基準領域2	学生の確保・育成・キャリア支援に対する評価	<p>基準項目2-1 教職を担うべき適切な人材(学生)の確保・育成状況</p> <p>① 当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学受入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。 ② 「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。 ③ 「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。 ④ 「履修カルテ」を活用して学生の適性や資質に応じた教職指導が毎年学期ごとに適切に行われている。</p>
		<p>基準項目2-2 教職へのキャリア支援状況</p> <p>① 学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。 ② 学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援をキャリア教育センター、学習支援センター、教職支援センター相談室等で組織的にやっている。 ③ 教職に就くための各種情報を適切に教職支援センター相談室と学部・学科、教職オリエンテーションと教職関連科目の講義等で提供している。 ④ 校長や教頭、主幹教諭等および教育行政経験の実務家教員を専任の教育講師として配置するなどして、教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。 ⑤ キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を同窓会や各教育委員会と図っている。</p>
基準領域3	適切な教職課程カリキュラムに対する評価	<p>基準項目3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施状況</p> <p>① 教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の理念を具現する特色ある教職課程教育を行っている。 ② 学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。 ③ 教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。 ④ 今日の学校におけるICT機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。 ⑤ アクティブ・ラーニング(「主体的・対話的で深い学び」)やグループワークを促す工夫により、課題発見や課題解決等の力量を育成している。 ⑥ 教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法を学生に明確に示している。 ⑦ 教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。 ⑧ 「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を活かしている。</p>
		<p>基準項目3-2 実践的指導力養成と地域との連携状況</p> <p>① 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。 ② 様々な体験活動(介護等体験、ボランティア、インターンシップ等)とその振り返りの機会を設けている。 ③ 地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。 ④ 大学ないし全学組織教職支援センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。 ⑤ 全学組織教職支援センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている。</p>

当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。

④ 「履修カルテ」を活用して学生の適性や資質に応じた教職指導が毎年学期ごとに適切に行われている。」とした。

また、【基準項目 2-2】「教職へのキャリア支援状況」では、  
「① 学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。

② 学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援をキャリア教育センター、学習支援センター、教職支援センター相談室等で組織的に行っている。

③ 教職に就くための各種情報を適切に教職支援センター相談室と学部・学科、教職オリエンテーションと教職関連科目の講義等で提供している。

④ 校長や教頭、主幹教諭等および教育行政経験の実務家教員を専任の教育講師として配置するなどして、教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。

⑤ キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を同窓会や各教育委員会と図っている。」とした。

【基準領域 3】「適切な教職課程カリキュラムに対する評価」の【基準項目 3-1】「教職課程カリキュラムの編成・実施状況」では、

「① 教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の理念を具現する特色ある教職課程教育を行っている。

② 学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。

③ 教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。

④ 今日の学校における ICT 機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。

⑤ アクティブ・ラーニング（「主体的・対話的で深い学び」）やグループワークを促す工夫により、

課題発見や課題解決等の力量を育成している。

⑥ 教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。

⑦ 教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。

⑧ 「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を活かしている。」とした。

また、【基準項目 3-2】「実践的指導力養成と地域との連携状況」では、

「① 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。

② 様々な体験活動（介護等体験、ボランティア、インターンシップ等）とその振り返りの機会を設けている。

③ 地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。

④ 大学ないし全学組織教職支援センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。

⑤ 全学組織教職支援センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている。」とした。

#### 4 まとめ

大学における教員養成の有るべき姿は、社会情勢や時代を反映して常に模索されてきた。例えば、岡本（1978）<sup>6)</sup>は、教育学部をその社会的機能である「教員養成を（主たる）目的とする学部」と捉えるのではなく、「『教育現象』『教育問題』についての総合的・学際的な研究教育を固有の目的、それを通じて大学教育に対する社会的要請に応える学部」であると指摘している。すなわち、教員需給の変動に翻弄され、意図せざる「改革」を次から次へと余儀なく求められる学部ではなく、教員需給という社会的変動要因から自立した学部であるためには、教育学部はいかなる目的と組織をもつべきかという問題を提起している。また、船寄（2009）<sup>7)</sup>は、卒業資格＝免許資格という現行制度の中で、「教育学部の学問研究上の独自の目的・内

容と責任、それと結び付いた教員養成教育に対する明確な教育構想」を可能な限り追究することの重要性を指摘している。

ところで、教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）<sup>8)</sup>は、「教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入」を図り、「複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。」と改正され、令和4年4月1日に施行されることとなった。

本研究では、大学における教員養成の社会的使命に答えるべく、教職課程の自己点検・評価及び全学的な教職課程実施の在り方について、本学の実情を踏まえて具体的に検討することを目的に調査研究を行い、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議とそれをもとに策定された『「教職課程自己点検評価報告書」作成の手引き（令和4年度版）」、及び実地指導の総括・個別事項の名詞の係り受け解析結果を踏まえ、「教員養成に対する理念・法令、設置の趣旨教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組みに対する評価」、「学生の確保・育成・キャリア支援に対する評価」、「適切な教職課程カリキュラムに対する評価」の自己評価基準項目（素案）を策定した。

全学的組織としての教職支援センターは、教育学部とその他の教職課程を有する学部・学科とが責任を持って全学的に質の高い教職科目・教員養成を行うことができているか、そしてそれを通して免許・諸資格の取得率、就職率が向上しているかを検証する体制を一層整えるべく教員養成の改革に着手することが求められており、本稿で調査研究を行った

成果をもとに、令和4年度から義務づけられる教職課程の自己点検・評価の実施に向けて、FD・SDと適切に連携を図りながら取り組めるよう教職課程の自己点検・評価ワーキングを喫緊に立ち上げ、本学の教員養成をさらに発展させていきたい。

## 参考文献

- 1) 文部科学省「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ、2020。  
Retrieved from  
[https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt\\_kyoikujinzai02-000004995\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kyoikujinzai02-000004995_2.pdf)
- 2) 文部科学省「教学マネジメント指針」、令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会、2020。  
Retrieved from  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html)
- 3) 文部科学省「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」、2021。  
Retrieved from  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/160/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/160/index.html)
- 4) 文部科学省「認定大学等実地視察について」、総合教育政策局教育人材政策課、2010。  
Retrieved from  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu.htm)
- 5) 一般社団法人全国私立大学教職課程協会、「教職課程自己点検評価報告書」作成の手引き（令和4年度版）、教職課程質保証評価に関する特別委員会、pp.1～22, 2021.
- 6) 岡本洋三「開放制教員養成制度論」、大空社、pp.1～306, 1997.
- 7) 船寄俊雄：「「大学における教員養成」原則と教育学部の課題（〈特集〉大学論の新たな地平を探る）」、教育学研究、Vol.76(2)、pp.197-207, 2009.
- 8) 文部科学省「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）」、2020。  
Retrieved from  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000206879>

# Survey and Research on Self-Inspection and Assessment of the Teaching Profession Course and the Organizational Structure that Implements the Teaching Profession Course

FUJIMOTO Yoshihiro

*Center for Teaching License Support , Institute for the Advancement of Higher Education , Okayama  
University of Science  
1-1 Ridai-cho, Kita-ku, Okayama 700-0005, Japan*

(Received November 1, 2021; accepted December 9, 2021)

The purpose of this study was to examine the self-inspection and assessment of the teaching profession and the implementation of the university-wide teaching profession. We conducted a meeting to examine guidelines for quality assurance of the teaching profession, a guide to prepare a report of self-inspection assessment of the teaching profession, and an analysis result of text mining of the text of the report of hands-on instruction.

Self-Assessment standard items (draft) were formulated for the following (1) to (3).

- (1) Assessment of collaborative efforts based on the common understanding of teachers and staff regarding the philosophy and laws and regulations for teacher training
- (2) Assessment of student security, training, and career support
- (3) Assessment of the appropriate teaching profession curriculum

**Keywords** : teacher training ; university-wide teaching profession course ; self-inspection ; self-assessment ; Central council for education.